

令和7年 第2回臨時会・第2回定例会

あらまし

- ◆第2回（5月）臨時会は、5月9日に開催されました。各委員会委員の選任、一部事務組合議会議員の選挙など、議会の人事が行われたほか、補正予算など5件が市長から提出され、審議されました。
- ◆第2回（6月）定例会は、5月28日から6月19日までの23日間にわたり開催され、報告4件のほか、人事案件や補正予算など10件が市長から提出されました。議案は、審査の結果、いずれも原案のとおり、可決されました。また、一般質問では7名の議員が登壇し、市の方針等を質しました。

第2回定例会 市長あいさつ及び提案理由の説明（一部抜粋）

市民の皆様と共に策定いたしました総合戦略の多くの施策において、目標値の達成、あるいは達成間近であるのは、議員各位をはじめとする市民の皆様のご理解とご協力のたまものと、改めまして、深く感謝を申し上げます。しかし、コロナ禍や依然として続く物価高騰などにより、市民の日常生活や経済活動は長期にわたって大きな影響を受けており、従来のみちづくりでは立ち行かなくなっています。今年度は次期総合計画、総合戦略の更新の年ですが、次期計画等では、こうした厳しい現実を直視し、これまでの成果をきちんと検証するとともに、国の新しい地方創生の考えを盛り込みながら、本市がこれまでのまちづくりで大切にしてきたものを「強み」とし、さらに新しい時代に対応した形にブラッシュアップしながら、5年、10年先を見据えた議論を重ね、本市にとって最適な方向を打ち出していきたいと思っています。市民の皆様並びに議員各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



第2回臨時会の経過

※議案の内容は12ページ

- 5月9日（金）
【議会運営委員会】
【本会議】開会
会期の決定、諸般の報告
議案の上程、説明
質疑、討論、採決
常任委員会委員の選任
議会運営委員会委員の選任
茨城県後期高齢者医療広域連合
議会議員一般選挙
閉会

第2回定例会の経過

※議案の内容は次のページから

- 5月28日（水）【議会運営委員会】
【本会議】開会
会期の決定、諸般の報告
議案の上程、提案理由の説明
委員会付託（請願）
- 30日（金）【本会議】一般質問
- 6月2日（月）【本会議】一般質問
- 6日（金）【本会議】議案質疑、委員会付託
- 10日（火）【総務委員会】付託案件の審査
- 11日（水）【教育厚生委員会】付託案件の審査
- 13日（金）【予算決算常任委員会】付託案件の審査
- 19日（木）【議会運営委員会】
【全員協議会】
【本会議】委員長報告
質疑、討論、採決
追加日程
閉会中の所管事務調査
議員の派遣
閉会

令和7年第2回行方市議会定例会 付託案件の審査

審査の内容を一部抜粋してお伝えします。議決結果は11ページをご参照ください。

総務委員会

▼行方市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び行方市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」に対応する国家公務員に準じ、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、部分休業の取得パターンの多様化、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に係る規定を整備するなど、所要の改正を行うもの

Q 制度を利用するのは、職員の意向によるのか。また、使いやすい制度として運用できるのか

A 周知後に意向を確認し、利用を促すことになっていきます。平等に使えるよう周知し、使いやすい風土になるようにしていきます。

▼行方市税条例の一部を改正する条例について

令和7年度税制改正により、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所得税と同様に個人の市民税に特定親族特別控除を創設するとともに、国たばこ税の取扱いを踏まえ、たばこ加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を定めるなど、所要の改正を行うもの

▼財産の処分について

地方自治法第96条第1項第8号及び行方市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるもの

- 1 処分する財産 旧三和小学校跡地 (44筆 2万1737㎡)
- 2 契約金額 1億円
- 3 契約の相手方 行方市内宿976番地 株式会社倉川製作所
代表取締役 倉川 尚志

Q 売却に伴い、市道から分断されている土地への対応について

A 市道への接続には、道路の復元もしくは改良で対応することになります。

教育厚生委員会

▼行方市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正に伴う指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、人員に関する基準について、所要の改正を行うもの

▼行方市印鑑条例の一部を改正する条例について

印鑑登録証明書の記載事項等から性別欄を削除するため、所要の改正を行うもの

▼行方市文化財保護条例の一部を改正する条例について

文化財保護法の趣旨に則り、民俗文化財の定義に民俗芸能及び民俗技術を加えるなど、文化財の保護対象を拡充し、その活用を図るため、所要の改正を行うもの

Q 帆引き網漁の現在の補助金内容や今後の支援について

A 今回は帆引き網漁の技術を対象とし、土浦市、かすみがうら市、行方市の3市の共同で帆引き網漁の技術の明文化および動画を制作し、後継者へ残していく内容です。



▼財産の取得について

地方自治法第96条第1項第8号及び行方市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるもの

1 購入する動産

行方市GIGAスクールタブレット端末等 2173台

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

1億1497万3430円

4 契約の相手方

神栖市鰐川55番地227
 関彰商事株式会社ビジネストランス
 フォーマーシヨン部
 鹿行支店 支店長 武藤 真太郎

Q 幼稚園におけるタブレット端末導入および幼稚園児の人数について

A 小・中学校が対象となりますので、幼稚園には貸与しておりません。また、幼稚園児の人数は41人です。

～ 議会へ請願・陳情される方へ ～

請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

- ※ 請願書（陳情書）はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
- ※ 提出年月日、請願（陳情）者の住所、署名又は記名押印してください。
- ※ 請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名又は記名押印が必要です。
- ※ 紹介議員が見つからないときは、陳情書としてください。
- ※ 提出方法については、議会事務局へお問い合わせください。

(表紙例)

〇〇〇に関する 請願（陳情）書	
紹介議員 署名又は 記名押印	印

(内容例)

〇〇〇に関する請願 （陳情）	
1. 要旨	
2. 理由	
令和 年 月 日	
請願（陳情）者の住所	
署名又は	
記名押印	印
行方市議会議長	殿

請願①

ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願

【請願者】 K H J茨城県／鹿行地区家族会

世話人代表 小林 幸弘

【紹介議員】 宮崎 和洋

請願の概略

ひきこもり状態にある全ての世代を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもり状態にある人が全国各地でも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を要望する。

Q ひきこもりの基準について

A 家の中にひきこもった状況になって6カ月以上経過した場合を「ひきこもり」と言っています。

Q 行方市の状況について

A 行方市には家族会はありません。

審査の結果

採択

※意見書7ページ

請願②

地域医療の充実を求める意見書を茨城県と国に提出することを求める請願

【請願者】 茨城県厚生連労働組合

中央執行委員長 宇留野 正志

【紹介議員】 山口 律理

請願の概略

茨城県の医療体制は、医師数、病院数など多くの指標で全国平均を下回っている。特に、鹿行地域においては医療資源に乏しく、長年地元からの要望の声が高いのが現状である。地域の実情に応じた医療体制に反映・整備されるよう県と国へ要請する。

Q 茨城県厚生連と潮来市、行方市との連携について

A なめがた地域医療センターの医療体制について、潮来市と協議を行っておりませんが、休日診療所関係については、それぞれに話をさせていただきました。

審査の結果

採択

※意見書8ページ

請願③

脳脊髄液減少(漏出)症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願

【請願者】 脳脊髄液減少(漏出)症Our Wish

代表 篠原 克子

【紹介議員】 小野瀬 忠利

阿部 孝太郎

請願の概略

脳脊髄液減少(漏出)症は、交通事故や転倒等で発症するといわれ、全国で数十万人いると推定されている。しかし、茨城県内では専門医がおらず、辛い症状のまま県外の病院へ通院せざるを得ない現状となっている。また、難治性患者の確立した治療法も無い。よって、県内の治療拠点確保、国の関係機関へは治療体制の整備および難治性患者の指定難病への追加を要望する。

Q 鹿行地域での状況について

A 請願者の団体では把握していません。茨城県内では30名ほど。ただし、別な病気に誤診されている可能性もあり、認知度が高まれば今後増えていくことも予想されます。

審査の結果

採択

※意見書9ページ

予算決算常任委員会

▼令和7年度行方市一般会計補正予算（第1号）について

一般会計に補正の必要が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、提案するもの

総務管理費

Q 白浜区排水機場を維持管理する経緯や管理内容と維持管理費について

A 今まで白浜区で管理していましたが、高齢化等により管理が難しくなり、市において管理できないかとの要望がありました。協議の結果、令和7年度から市で管理することになりました。今までの管理については、機械の試運転、排水機場の草刈り、雨天時の樋門の開け閉めを地域の評議員が行っておりました。維持管理費は、年間30万円弱を見込んでいます。

土地改良促進事業

Q 土地改良事業電気料高騰緊急支援補助金の対象者は

A 市内の土地改良区等事業者28組織（内訳土地改良区17件、水利組合11件）を想定しています。

社会福祉総務事務費

Q 高齢者センター羽黒山荘の老朽箇所や解体に至る経緯について

A 木造平屋建てで築39年が経過しており、全体的に老朽化しています。羽黒山荘の場所が公園の一部であるため、譲渡に適さないとの判断がされ、解体することになりました。

Q 解体後の展開は

A 羽黒山公園の利活用、もしくは来訪者のための公園にしていきたいと思っています。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

Q 各課からはどのような提案があり、今回の2事業への交付に至った経緯について

A それぞれの部署から提案がありました。「商工業者等エネルギー高騰対策支援金」は、電気代や燃料高騰による地元産業の衰退を防ぐため。「土地改良事業電気料高騰緊急支援補助金」ですが、用排水機場などの維持は農地管理や防災の意味合いもあり、将来的に市民負担を抑えることに繋がっていきます。この2つが、生活に直結するもの、今、対策すべきものとして会議を通して決定しました。

▼令和7年度行方市水道事業会計補正予算（第1号）について

水道事業会計に補正の必要が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、提案するもの

▼令和6年度行方市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

▼令和6年度行方市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

▼令和6年度行方市一般会計継続費繰越計算書の報告について

▼令和6年度行方市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

▼人権擁護委員候補者の推薦について

石崎 光春（行戸）

石崎氏を候補者として推薦することについて、適任であると答申しました。

任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までとなります。

議員発議

▼ひきこもり基本法の制定を求める意見書の提出について

採択された請願第1号の趣旨に基づき、国の関係機関に求めるもの

ひきこもり基本法の制定を求める意見書

内閣府が令和5年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%の146万人に及びと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査によると、ひきこもり状態にある人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られているほか、平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、対象者を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じているのが現状である。

▼また、国においては、ひきこもり支援の核として、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市区町村にとどまっている。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にあるすべての世代を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもり状態にある人が全国各地でも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

下記にその要望の基本を提示する。

記

- 1 ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること。
- 2 「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態にある人への具体的な支援が届くようにすること。
- 3 厚生労働省が実施している「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組めるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

茨城県行方市議会

（提出先）内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（共生・共助）、衆議院議長、参議院議長

▼鹿行地域の医療体制拡充を求める意見書の提出について

採択された請願第2号の趣旨に基づき、国の関係機関に求めるもの

鹿行地域の医療体制拡充を求める意見書

日本では、1980年代から「医療費亡国論」（医療費の増大が国を滅ぼす）により医療費抑制政策が推し進められ、国民の医療費負担増・医療提供体制の縮小策がとられてきた。コロナ禍は、日本の医療体制がいかに脆弱であるかを浮き彫りにしたが、国は人口減少に伴う病床削減、医師数抑制の方針を「効率的かつ適切な配置」として、抑制策は見直されることなく継続している。

茨城県の医療体制を見ると、医師数をはじめとした多くの指標が全国平均を下回っている中、9つの二次保健医療圏のうち常陸太田・ひたちなか、鹿行、筑西・下妻、古河・坂東は特に医療体制が弱く、比較的体制が整っている水戸、土浦、つくば、取手、竜ヶ崎医療圏や千葉・栃木・東京・埼玉など県を越えての受診・救急受け入れ・入院が常態化している。茨城県が令和6年度に策定した第8次保健医療計画では、救急医療体制を新たな3区分（県央・県北、県南東、県南西）で広域連携を図るとしているが、受け入れ可能病院数など抜本的な改善が進まない中で、生活圏から遠く離れた病院で受け入れ可能となっても、患者・家族の負担は大きいために医療従事者から、

は、医療崩壊はすでに起きているとの声が上がっている。

茨城県内でも特に医療資源に乏しい鹿行地域、その中でも旧行方郡域の行方市・潮来市においては、平成12年に開院した唯一の病院である「なめがた地域医療センター」が医師確保の困難さと経営の収支問題から平成31年に救急、令和3年に入院を停止し外来特化となり、令和6年度末には透析センターも閉鎖となった。設置者である茨城県厚生連は令和6年度の計画で外来診療体制も縮小し、常勤医師1名の小規模クリニック化ともいえる計画を決議していたが、住民や議員等から地域医療の確保要請もあり、当面の外来診療科の維持や休日急患診療所の設置を公言した。しかし、今後もさらなる縮小の可能性は否定できず、住民の不安は続いているのが現状である。

国や地方自治体には、医療を受ける基本的人権を保障するため、医療保険制度、医療提供体制、公衆衛生体制などを整備、拡充する責務がある。地域住民の声を十分に聴取し、真に地域の実情に応じた医療体制に反映・整備されるよう、以下の事項を要請する。

記

1 鹿行地域の医療体制充実のため、鹿行地域で勤務する医師の確保と医療機関に応じた運営費等の確保について支援を行うこと。

2 なめがた地域医療センターにおいて、市営の休日急患診療所の設置が検討されているが、夜間帯の受け入れ体制も整備するよう、必要な医師・スタッフの確保について財政を含めた支援を行うこと。

3 なめがた地域医療センターでの救急受け入れ体制・入院・手術機能を段階的に回復し「病院」としての機能を復活させるよう、当事者任せにせず、財政を含めた支援を行うこと。

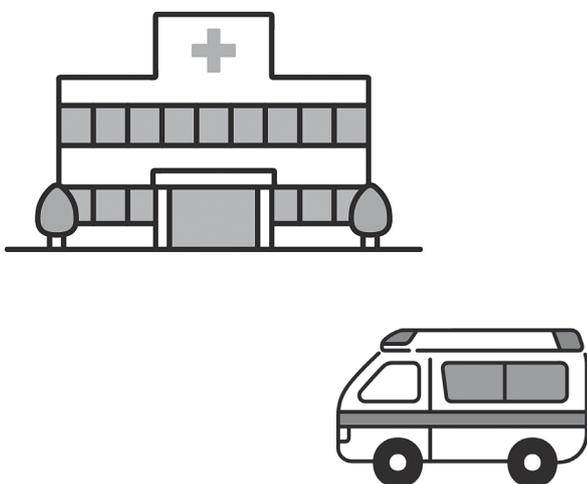
4 地域医療構想で病床や医師の養成定員が削減される方針があるが、地域のニーズに合わせて拡充する方向で見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

茨城県行方市議会

（提出先）厚生労働大臣、茨城県知事



▼**脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書の提出について**

採択された請願第3号の趣旨に基づき、国の関係機関に求めるもの

脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出す、または脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などの症状が現れる。発症の原因としては交通事故、転倒（しりもち）、整体、腰椎穿刺、スポーツ、遺伝疾患、脱水などで発症すると言われている。

更に原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の可能性がありながらも通常の検査では診断が出来ず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため発見が非常に難しいのが現状である。

また、茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が現在まで在籍した病院がない。そのため、県外の遠方の病院まで長時間もかけて通院せざるを得ないのが現状である。しかし、脳脊髄液減少（漏出）症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため、通院のための長時間の移動は非常に

厳しく患者の心身ともに負担となっている。

その上、この病気の大変なところは、完治が無く長期間において症状が続き長期的ケアが必要とすることである。唯一漏れを止める治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか治まらず、複数回行うことが一般的である。しかし、県内では保険適用で長期間にわたり病態などをきちんと観察できる医師が在籍する医療施設が無いのが現状である。

脳脊髄液減少（漏出）症患者は全国に数十万人いると言われ、多くが難治性の患者である。しかし、難治性の患者の確立した治療法もなく、難病指定もされていない。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬は無く、苦しんでいる患者は半数以上いると言われている。早急に難治性患者を救済するために、新しい治療法の研究、そして、難治性患者の難病指定となることを要望する。難治性患者として患者家族も限界となつている。

こうした観点から、茨城県及び国においては、脳脊髄液減少（漏出）症を十分認識され、医療体制を改善できるように下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 国の研究機関等においては、難治性疾患の診断基準の確立を早急に行うとともに、治療方法の研究開発及び治療体制を整えること。
- 2 脳脊髄液減少（漏出）症のうち難治性の長期疾患を指定難病へ追加すること。

- 3 茨城県内に、脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が在籍し、診断及び治療の拠点となる医療機関を1か所以上確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月19日

茨城県行方市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長、茨城県知事

Q 脳脊髄液減少（漏出）症とは

脳脊髄液が硬膜から漏れ出すことにより、頭痛やめまい、ふらつきなどの様々な症状が生じるとされている。発症原因には不明な点が多いが、交通事故やスポーツ外傷、転倒などで発症するといわれている。全国に数十万人の患者がいると推定され、難治性の患者が多い。

※難治性疾患の定義（厚生労働省 HP より）

- 1) 原因不明、治療法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病
- 2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患

▼行方市議会庁舎建設調査特別委員会の設置
に関する決議について

【設置の目的】

喫緊の課題である新庁舎建設に関して、議会の立場から多様な視点に立って必要な事項の調査、検討及び提言を行う。

【設置の期間】

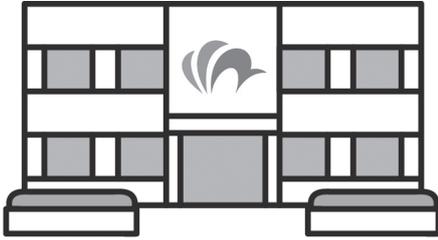
令和7年6月19日から目的達成の日までとし、閉会中においても継続して調査を行うものとする。

【委員の定数】

17名

■委員長
■副委員長

鈴木 義浩
小野瀬 忠利



▼行方市議会地域医療調査特別委員会の設置
に関する決議について

【設置の目的】

地域医療に関して現状を把握するとともに、医療体制の確保に向け調査及び研究を行う。

【設置の期間】

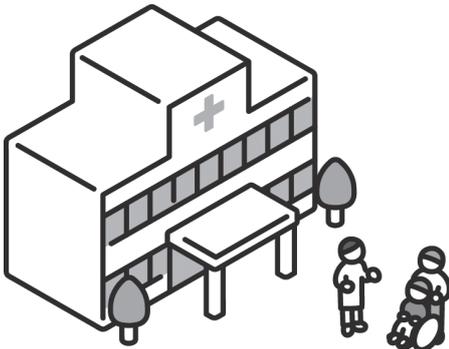
令和7年6月19日から目的達成の日までとし、閉会中においても継続して調査を行うものとする。

【委員の定数】

17名

■委員長
■副委員長

高野 市郎
山口 律理



▼百里基地・茨城空港対策特別委員会の設置
に関する決議について

【設置の目的】

地域住民の民生安定と福祉向上及び地域振興に寄与するため、調査及び必要な対策を行う。

【設置の期間】

令和7年6月19日から目的達成の日までとし、閉会中においても継続して調査を行うものとする。

【委員の定数】

17名

■委員長
■副委員長

栗原 繁
伊勢山 仙寿



令和7年第2回行方市議会定例会 提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
報告第8号	令和6年度行方市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—
報告第9号	令和6年度行方市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	—	—
報告第10号	令和6年度行方市一般会計継続費繰越計算書の報告について	—	—
報告第11号	令和6年度行方市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	—	—
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	石崎氏を適任であると答申	—
議案第32号	行方市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び行方市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	総務委員会
議案第33号	行方市税条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	総務委員会
議案第34号	行方市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	教育厚生委員会
議案第35号	行方市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	教育厚生委員会
議案第36号	行方市文化財保護条例の一部を改正する条例について	原案可決（全会一致）	教育厚生委員会
議案第37号	財産の処分について	原案可決（全会一致）	総務委員会
議案第38号	財産の取得について	原案可決（全会一致）	教育厚生委員会
議案第39号	令和7年度行方市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決（全会一致）	予算決算常任委員会
議案第40号	令和7年度行方市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決（全会一致）	予算決算常任委員会

《議員提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
発議第1号	ひきこもり基本法の制定を求める意見書の提出について	原案可決（全会一致）	—
発議第2号	鹿行地域の医療体制拡充を求める意見書の提出について	原案可決（全会一致）	—
発議第3号	脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書の提出について	原案可決（全会一致）	—
発議第4号	行方市議会庁舎建設調査特別委員会の設置に関する決議について	原案可決（全会一致）	—
発議第5号	行方市議会地域医療調査特別委員会の設置に関する決議について	原案可決（全会一致）	—
発議第6号	百里基地・茨城空港対策特別委員会の設置に関する決議について	原案可決（全会一致）	—

《請願・陳情》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
請願第1号	ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願	採 択	教育厚生委員会
請願第2号	地域医療の充実を求める意見書を茨城県と国に提出することを求める請願	採 択	教育厚生委員会
請願第3号	脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願	採 択	教育厚生委員会